

私の質問を終わります。大変にありがとうございます。
ました。

○竹内委員長 次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。
す。

今日はヘイトスピーチについて聞きます。

今、ネットのみならず、政治、実社会にまで排
外主義、差別扇動、そして陰謀論が渦巻いていま
す。ヘイトスピーチの中には、外国人は得をして
いる、生活保護で優遇されているなどのデマが土
台になっているものも少なくありません。

二〇二一年、京都府宇治市のウトロ地区で放火
し民家を焼いたとして逮捕された男性は、イン
ターネット上の情報をうのみにして、ウトロ地区
の住民に対して一方的な敵意を抱いていました。
そして、ウトロの住民は社会保障や医療費などを
無償で受けられるなどとも言っていたとされてい
ます。まさに、このようなデマがヘイトクライム
につながった。差別はジェノサイド、戦争にもつ
ながるものであり、絶対に許されるものではありません。

外国人の生活保護利用に関するデマ、今日はま
ずこのことについて取り上げたいと思います。

生活保護法第一条では、この法律は、日本国憲
法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活
に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に
応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を
保障するとともに、その自立を助長することを目
的とする。とあり、その対象は日本人に限るとし
ている。一方で、昭和二十九年の厚生省社会局長の通
知において、当分の間、生活に困窮する外国人に
対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の
取扱いに準じて必要と認める保護を行うこととし
ており、行政措置として外国人への生活保護の適
用を認めております。

厚労省に確認しますが、この当分の間とい
う文言を捉えて、じゃ、もうやめてもいいんだ
ろう、こう主張する人もいるわけなんですけれど
も、この当分の間という文言が入った歴史的経過

あるいは背景を紹介していただけますか。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の昭和二十九年の通知が発出された経緯
についてでございますが、昭和二十五年に旧来の
生活保護法に代えて現在の生活保護法が制定され
た際、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基
づき、生活保護法に基づき受給権を有する者を日
本国民に限定したところでございますが、それま
で旧生活保護法に基づき生活保護を受給していた
外国人が適用対象でなくなったものの、当時現に
生活保護を受けている外国人が少なからず存在し
たこと、また、昭和二十七年のいわゆるサンフラ
ンシスコ平和条約の発効に伴い在日韓国・朝鮮人
等は日本国籍を離脱することになったが、当時生
活保護を受けていた者に対して直ちに保護を廃止
することは人道上的問題があったことなどを踏まえ
てこの措置が講じられたものというふうに承知し
ております。

○辰巳委員 まさにそういう歴史的背景によつて
当分の間という文言が入って、その後、難民条約
上の責務などからも今の外国人あるいは難民に対
する生活保護の規定というのが継続的な措置に
至っているわけですね。ですから、当分の間を文
字どおり解釈して、もうそろそろいいだろうとい
うような理屈が介在する余地はないということな
んですね。

同時に、二〇一四年に最高裁が外国人の生活保
護は憲法違反と判決を下した、こういうデマが今
ちまたでもあるわけですね。しかし、これもあく
まで生活保護法上は日本人に限るというのが確
認されたものだということですね。重ねて確
認しますが、この大分市の永住外国人生活保護申
請却下訴訟における最高裁の判決は昭和二十九年
の行政措置を禁止すべきというものなのでしょうか。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の平成二十六年七月の最高裁判決におき
ましては、外国人が生活保護の適用対象に含まれ
ないと判示するとともに、外国人については行政

措置による事実上の保護の対象となり得るとど
まるとしており、現行の行政措置による外国人の
保護についての取扱いを否定したものではないとい
うふうに承知しております。

○辰巳委員 そういうことですね、行政措置
を禁止せよというものではなくないということが
確認されたわけでございます。まさにデマが
ネットなどを含めてはびこっているということな
んですね。それは違うよ、デマだよということが
今の一連の国会答弁で確認をされたということ
であります。

もちろん、日本人であっても、外国人であつて
も保護の要件は変わりませんので、その点でも外
国人優遇ということはありません。

国会議員あるいは国政政党が、これらのデマに
乗じた国会質問や、排外主義的政策、公約などを
近年は発表するなどしており、私は到底看過でき
ないということも言っておきたいというふうに思
います。

さて、ヘイトスピーチについて幾つか確認をし
ていきます。

二〇一六年六月に施行されたヘイトスピーチ解
消法は、本邦外出身者に対する差別的言動は許さ
れないとして、附帯決議では、本邦外出身者に対
するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民
族等を理由として差別意識を助長し又は誘発する
目的で行われる排他的言動は決してあってはなら
ないとしめました。

同時に、何がヘイトスピーチに当たるのか、ま
だまだ国民には浸透し切れていない部分もあると
思います。そこで、法務省に確認をいたします。
何がヘイトスピーチに当たるのか。デモや街頭宣
伝というのは想像できるんですけども、当然だ
と思うんですが、そこに限定されるものなのか、
お答えいただきたい。

○隄政府参考人 お答えいたします。

一口にヘイトスピーチといいますが、その概
念は多義的でございますが、いわゆるヘイトス
ピーチ解消法第二条においては、本邦外出身者に

対する不当な差別的言動についての定義が定めら
れております。

どのような言動が同条に定める不当な差別的言
動に該当するのかにつきましては、発言の背景や
前後の文脈などの諸事情を総合的に考慮して判断
されるべきものであり、一概にお答えすることは
困難でございますが、例えば地域社会から排除す
ることを扇動するもの、本邦外出身者の生命、身
体、自由、名誉、財産に危害を加える旨を告知す
るもの、本邦外出身者を著しく侮辱するものと
いった類型があるものと考えております。

また、同条に言う不当な差別的言動は、デモや
街頭宣伝活動における発言といった一定の手段、
方法、媒体に限定されるのではなく、例えばプ
ラカードに書かれた文字、インターネット上の書
き込みなども含むと解されます。

○辰巳委員 前段は、排除、危害の告知、そして
侮辱という、いわゆる三類型というものを示して
いただいたということだと思ふですね。国へ帰
れと言ふのも、これは明白なヘイトスピーチ、差
別だということでもあります。

今年三月、在日コリアンの男性が高校の同窓生
にX上で差別的投稿を繰り返されたとして損害賠
償を求めた裁判で、東京地裁は、特定の国籍や人
種を犯罪と結びつける犯罪者みなしをヘイトス
ピーチ解消法が定める不当な差別的言動だと認め
ました。今日は、その判決文を読み上げて、まず
紹介をいたします。

また在日の犯罪だとの表現は、一般の読者の普
通の注意と読み方を基準にすれば、韓国又は北朝
鮮出身者一般の犯罪性向がそれ以外の者と比較し
て高い旨を指摘して、韓国又は北朝鮮出身者一般
に対する否定的評価ないし嫌悪感を表明すること
もに、原告にも同様の傾向がある旨を示唆して原
告を非難するものである。したがって、本件投稿
は、原告を含む韓国又は北朝鮮出身者をその出身
地を理由に著しく侮辱し、もって本邦の域外にあ
る国又は地域の出身であることを理由として本邦
外出身者を地域社会から排除することを扇動する

ものであり、差別的言動解消法二条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動に当たると認められ、原告の人格的利益を侵害するものであると言える。よって、原告に対する不法行為を構成する。

以上が判決文なんですけれども、まさに犯罪者とみなす言動そのものがヘイトと認定された。画期的な判決だと言われております。

法務省に確認します。判決文の認定事実によりますと、今埼玉県川口市や蕨市においてクルド人を犯罪者扱いする差別的言動が一部差別主義者から行われ、そのことに対する抗議や力ウンターも行われているわけですけども、まさにそのようなクルド人を犯罪者とみなす言動も不法行為と言えるんじゃないでしょうか。

○隄政府参考人 お答えいたします。

いわゆるヘイトスピーチ解消法第二条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動とは、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいうとされております。

もつとも、特定の言動が同条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するか否かにつきましては、対象となる言動の文言のみならず、当該言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断されるべきものであり、お尋ねの言動が同法の不当な差別的言動に該当するか否かについて一概にお答えすることは困難でございます。

いずれにしましても、ヘイトスピーチ解消法に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動はあつてはならないものと認識しており、引き続き各種人権擁護活動に粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

○辰巳委員 埼玉県川口市や蕨市で今行われていることというのはまさにヘイトですよね、差別主義者によるヘイトであります。これは絶対に許されてはならないと思います。

ヘイトスピーチ解消法が施行され、条例を制定する自治体もある中で、選挙であれば免罪されるんじゃないかと、選挙を口実に差別扇動の言動を行う者もいます。大臣に確認しなくても、ヘイトスピーチは選挙だと免罪されるんじゃないでしょうか。

○村上国務大臣 委員のおっしゃるとおり、選挙だからといって免罪されることはあり得ないと思います。

公職選挙法上、選挙運動として行われる演説の内容等が、選挙運動として行われることをもつて、いわゆるヘイトスピーチ解消法に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動には該当しないものとする規定はない、そのように承知しております。

○辰巳委員 選挙だからといって免罪されない、これは確認されました。

最後に、これは大臣にも聞きたいと思います。杉田水脈元総務政務官は、御自身のホームページで、チマチヨゴリを着た女性のイラストに「差別されてるニダ」「日本人からイジメを受けてます」との文言をかぶせるイラストを掲載しております。特定の民族の女性をおとしめる発言であり、決して看過できません。法務当局から人権侵犯認定も彼女は受けました。石破総理は、こうした一連の差別的発言に強烈な違和感を持っていると国会でも答弁いたしました。差別扇動を先頭に立って行っている人物を公人にしていいはずはないと私は思います。政治家の発言は重く、影響力があります。そもそも政務官を務めていたこと自体が私は異常だと思います。大臣、このような人物は公人としてふさわしくないと私は思いますけれども、いかがですか。

○村上国務大臣 御指摘のホームページについては、杉田水脈氏の個人的なものと承知しております。

して、私からのコメントは差し控えさせてもらいたいと思います。

なお、一般論として申し上げれば、特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の不当な差別的言動はいかなる社会においても許されないものと考えております。

○辰巳委員 大臣、個人的な言いいますけれども、自民党の公認候補なんですよ、本当に。これは絶対あつてはならないことだと思ひます。デマで不安をあおる、排外主義を掲げる政党も恥ずべきだというふうに私は思ひます。

我が党はヘイトは絶対に許さない。差別、差別扇動、これらと戦い続ける決意を述べて、質問いたします。

以上です。

○竹内委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会